

随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号により随意契約 をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定のものでなければ供給する ことができないものを調達する とき。	1 調達する財産、役務等の特殊性 自動車税の賦課に必要となる自動車登録情報を得るため、自動車登録業務を行う運輸支局（国土交通省所管）における自動車登録データを、岐阜県の税務システム電算機器に適合する形式に変換・処理している「地方公共団体情報システム機構」から、登録日の翌日にネットワーク配信により提供を受けている。 2 特定の者以外の者が供給できないことの説明 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は法(※)により設置された、全都道府県における当該業務を一元的に実施している唯一の法人であり、他から当該情報を得ることは不可能であるため。 ※根拠法：地方公共団体情報システム機構法 (平成25年5月31日法律第29号)